

東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準

制 定 昭和 63 年 4 月 1 日

全部改正 平成 15 年 4 月 1 日

第 1 目的

この基準は、東京都北区における契約事務の厳正な執行を確保するため、東京都北区競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 指名停止

- 1 区長は、有資格者が別表の各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。
- 2 区長が指名停止を行ったときは、契約担当者は、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 1 項の規定により指名停止措置をするときは、東京都北区入札等審査委員会（以下、委員会という。）の協議を経て行うものとする。ただし、ただちに措置する必要があると認められる場合、総務部長は、委員会の協議を経ることなく、当該有資格者について、協議を経るまでの間、指名停止の措置を行うことができる。

第 3 指名停止期間の特例

- 1 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。
- 2 既に指名停止期間中の有資格者が、別件において別表措置要件に該当した場合、その時点から重複して、当該措置要件について指名停止期間を定めるものとする。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、別表の各号に定める期間の範囲内で、通常の措置に加算して指名停止期間を定めることができる。
 - (1) 有資格者が別表の 1 の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後 3 年を経過するまでの間に、再び、同表の 1 に該当することとなったとき。
 - (2) 有資格者が別表の 4 の (1) から (5) の措置要件に係る指名停止期

間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び、同表の4の(1)から(5)に該当することとなったとき。

(3) 別表の4の(1)又は(5)に該当する場合で、当該違反行為において有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)が主導的役割を果たしたとき又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

(4) その他特に必要があると認められるとき。

4 次の各号の一に該当する場合は、別表各号に定める期間の範囲内で、通常措置よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

(1) 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたときと認められるとき。

(2) その他特に必要であると認められるとき。

5 極めて悪質な事由あるいはしんしゃくすべき特別の事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

6 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。

7 区長は指名停止期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当該事由の判明が指名停止期間中であつたと仮定して、当初の指名停止期間を変更したものと想定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

8 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかになったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

第4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例

区長は、第2第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により各号のいずれかに該当することになった場合には、指名停止期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は契約担当者が談合にあると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表の4(1)(2)、(3)及び(5)に該当したとき。

- (2) 別表の 4 (1) (2)、(3) 及び (5) に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害等若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表の 4 (2) に該当する有資格者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為等の排除及び防止に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条 4 項に基づく区長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表の 4 (2) に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- (5) 北区（以下「区」という。）又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害罪（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 第 1 項に規定する。以下同じ。）又は談合罪（刑法第 96 条の 3 第 2 項に規定する。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表の 4 (1)、(3) 及び (5) に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

第 5 下請負人、共同企業体及び事業協同組合等に関する指名停止

- 1 別表の 2、3 又は 4 の (6) の措置要件の一に該当し指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。
- 3 事業協同組合等について指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である組合員についても、指名停止を行うものとする。
この組合員に対する指名停止期間は、当該事業協同組合等の指名停止期間に適用された別表に定める期間の範囲内とする。
- 4 2 及び 3 の規定により構成員又は組合員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除くものとする。

第6 指名停止の通知

- 1 第2の1の規定により指名停止を行い、第3の6の規定により指名停止の期間を変更し、第3の7の規定による新たに指名停止を行うとき、又は第3の8の規定により停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知をする必要がないと認められる相当の理由があるときは、通知を省略することができる。
- 2 前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を求めるものとする。

第7 指名停止の公表

第2の規定により指名停止を行った場合は、原則としてこれを公表する。

第8 随意契約の相手方の制限

指名停止期間中の有資格者は、随意契約の相手方になることができない。ただし、止むを得ない理由がある場合は、この限りではない。

第9 下請負等の禁止

契約担当者は、指名停止期間中の有資格者が工事等の全部もしくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

第10 指名停止に至らない事由に関する措置

区長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

第11 事実発生の確認

別表の措置要件に該当する事実の発生は、報道機関等による報道により確認する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（ 19北総契第1874号 平成20年3月27日 総務部長決裁 ）

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（ 20北総契第2193号 平成21年3月27日 総務部長決裁 ）

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（ 22北総契第1921号 平成23年3月9日 総務部長決裁 ）

1 この基準は、平成23年4月1日から適用する。

2 改正前の基準により行われた指名停止等の措置においては、東京都北区
契約における暴力団等排除措置要綱(22北総契第1894号 平成23年3月3
日区長決裁)の規定にかかわらず、改正前の基準は、なおその効力を有する。

附 則 (26北総契第1537号 平成26年9月17日 総務部長決裁)

この基準は、平成26年10月1日から適用する。

別表

措置要件	期間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が北区職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者の役員又はその支店もしくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ ア及びイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が北区以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上24月以内</p> <p>6月以上18月以内</p> <p>4月以上18月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上9月以内</p>

措置要件	期間
<p>2 契約（物品の買入れに関するものを除く）履行上の事故</p> <p>(1) 北区発注の契約履行上の事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きいと認められる場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、工事関係者及び従業員に死者又は重傷者を出した場合</p> <p>(2) 北区の発注契約を除く事故の場合</p> <p>ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きいと認められる場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、工事関係者及び従業員に死者又は重傷者を出した場合</p> <p>(3) 「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 150 号）」違反の容疑により起訴された場合</p>	<p>2 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p> <p>1 月以上 5 月以内</p> <p>1 月以上 2 月以内</p> <p>1 月以上 2 月以内</p> <p>1 月以上 3 月以内</p>

措置要件	期間
<p>3 契約履行成績不良等があった場合</p> <p>(1) 北区発注の工事契約において、北区工事成績評定運用基準に基づく工事成績評定の結果を勘案し、履行成績が不良であると認められる場合</p> <p>(2) 北区の工事契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(3) その他北区発注の契約において、その履行に契約違反等の著しく適正を欠く行為があったと認められる場合</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p> <p>1 月以上 12 月以内</p>

措置要件	期間
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失つ行為</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 北区発注契約に関するもの</p> <p>イ 北区発注契約以外に関するもの</p> <p>(2) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 北区発注契約に関するもの</p> <p>イ 北区発注契約以外に関するもの</p> <p>(3) 「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）」に違反（契約に関わるもの）し契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 北区発注契約に関するもの</p> <p>イ 北区発注契約以外に関するもの</p> <p>(4) 「建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）」に違反し国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <p>ア 北区発注契約に関するもの</p> <p>イ 北区発注契約以外に関するもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>3 月以上 12 月以内</p> <p>1 月以上 12 月以内</p> <p>当該認定した日から</p> <p>3 月以上 12 月以内</p> <p>1 月以上 12 月以内</p> <p>当該認定した日から</p> <p>3 月以上 12 月以内</p> <p>1 月以上 12 月以内</p> <p>3 月以上 9 月以内</p> <p>1 月以上 6 月以内</p>

措置要件	期間
<p>(5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、競売入札妨害罪の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 北区発注契約に関するもの</p> <p>イ 北区発注契約以外に関するもの</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>3月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p>
<p>(6) 前5項に掲げる場合のほか、契約に関連する違法行為等を行うことにより、社会的な信用を著しく失墜したと認められる場合</p>	<p>1月以上12月以内</p>
<p>5 入札参加における虚偽記載</p>	
<p>(1) 北区発注の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽記載（電子入札での虚偽の入力を含む）をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上9月以内</p>
<p>(2) 北区の入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1月以上12月以内</p>
<p>6 入札に参加し落札したにもかかわらず、正当な理由なく契約を締結しない、北区に提出した協定書、誓約書等を遵守しないなどの不誠実な行為をした場合</p>	<p>1月以上24月以内</p>
<p>7 前各号に掲げる場合のほか、違法行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失つし、契約の相手方として不相当と認められるとき</p>	<p>1月以上12月以内</p>